

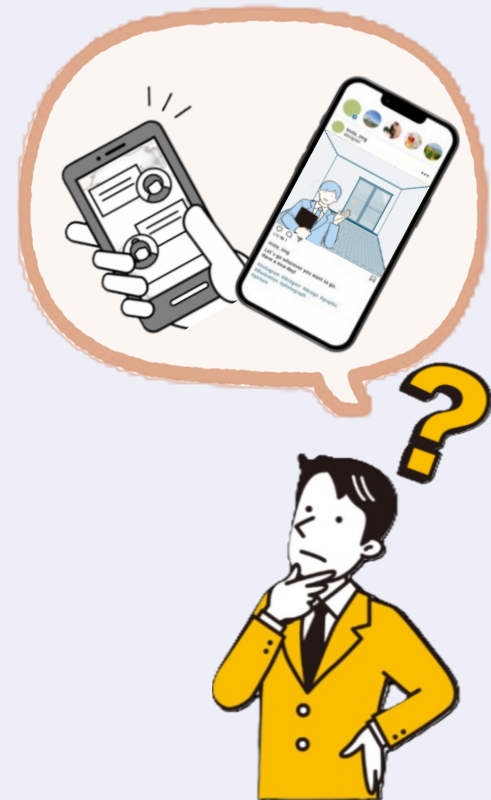
その投稿、不動産広告の ルール違反に繋がります



Caution

物件の販売や賃貸の募集を目的とした物件の投稿であるのに・・・

- ・「**ルームツアー**」の動画を投稿
➔ 物件概要はいらないと思っている
- ・「**詳しくはDMください**」
➔ DMで賃料や価格を回答するから表示しなくても問題ないと思っている
- ・「**格安賃貸!**」
➔ 安いかどうかは別にして表示してみた
- ・「**#希少物件**」と**全物件投稿に表示**
➔ とりあえず反響のために他社も表示していたので真似てみた



SNSを使った物件紹介も不動産広告に該当します
必要な表示事項や特定用語の使用基準等の広告
ルールを守った投稿(広告)をお願いします

首都圏不動産公正取引協議会では、SNSを利用した不動産広告の実態調査を行いました。

詳細は、当協議会ホームページをご覧ください。

【SNSを利用した不動産
広告の実態調査】



中国地区不動産公正取引協議会
住所: 広島市中区富士見町11-4
電話番号: 082-241-7696